

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	臨時政策会議	
日 時	令和3年12月9日(木) 午後5時00分～午後5時35分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題：小田急4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化推進方針及び秦野市商業地における企業立地推進条例を制定することについて	
担 当 部 課 等	産業振興課
説 明 者	環境産業部長、産業振興課長、産業振興課課長代理(にぎわい創造担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 方針内に「取り組むべき事項」として、「人が集まり交流する活動拠点づくり」と「住民や若者の語り合いの場づくり」があるが、両者の違いは何か。 A. 前者は空間やスペースなどのハード整備、後者は話し合いの機会提供などのソフト整備を指している。</p> <p>Q. 条例骨子内に掲げる「奨励処置」は事業者にとって魅力的なものと感じられるのか。 A. 民間の事業者に意見を求めたところ、反応は良好であった。</p> <p>Q. 県内で、同様の条例により企業の立地を促進している事例はあるか。 A. 厚木市、茅ヶ崎市、藤沢市及び鎌倉市に事例がある。</p> <p>Q. 条例骨子内の「対象行為」として、「新たに土地を取得し、又は賃借し…」とあるが、新たに建物を賃借した場合は対象とならないのか。 A. 現時点では土地の賃借を対象行為と考えているが、今後の検討事項とする。</p> <p>Q. 「秦野市にぎわいのあるまちづくり審査会」の構成員は。 A. 中小企業診断士、税理士、商業関係者及び学識経験者を構成員として考えている。</p> <p>意見. 大局的な議論ができるよう構成員を精査すること。</p>

	<p>Q. 税免除の処置を受けたにも関わらず、事業継続必要期間の5年間を満了せずに撤退した場合はどう扱うか。</p> <p>A. 原則として、遡って免除分の支払を求める。</p> <p>Q. 予定対象施設の一つである「国際観光ホテル整備法の基準を満たすホテル」とはどのようなものか。</p> <p>A. 各部屋の面積が9㎡以上、総部屋数が15室以上かつロビーや共用スペースが十分に確保されている大規模なホテルを示している。</p>
会議結果	原案了承

—以上—